

令和3年度 第2回 松戸市介護保険運営協議会参考資料

令和3年度

松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針

「地域包括支援センターの設置運営について」(厚生労働省
老健局関係課長通知)に基づく直営型地域包括支援センタ
ーにおける包括的支援事業の実施方針

松戸市地域包括ケア推進課

2021/7/29

1 基幹型地域包括支援センター設置の目的

松戸市民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが必要である。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者の連携・調整を推進していくことが重要である。このため、こうした連携・調整を推進するための中核機関として、日常生活圏域を担当する地域包括支援センター（以下単に「地域包括支援センター」という。）とともに、地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行うための基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）を設置する。

2 基幹型センターの位置づけ

- (1) 基幹型センターは、直接の担当圏域を持たず、介護保険の保険者である市が行う業務の一環として、地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等の業務に重点的に取り組む。
- (2) 基幹型センターは、市直営の機関として、市役所本庁内に設置し、地域包括支援センターの業務と高齢者施策全般及び他の関連施策との密接な連携を図る。

3 業務共通事項の実施方針

(1) 事業運営体制の充実

- ① 地域包括支援センター長会議（原則毎月開催）、合同連絡会・研修会等を通じて地域包括支援センターにおける業務の実施方針を明示するとともに、各地域包括支援センターの事業計画策定に際しての支援・助言等を通じて、市と地域包括支援センターの運営方針の共有及び連携の強化を図る。
- ② 地域包括支援センターの自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業の点検・評価を行うとともに、介護保険運営協議会を通じて、行政による点検・評価の結果を決定する。あわせて、地域包括支援センター事業の点検・評価結果を公表する。
- ③ 地域包括支援センター事業評価の結果を活用して、地域包括支援センターごとの強みや課題等を把握、分析し、具体性の高い意見交換を行い、各地域包括支援センターの機能強化を図る。

- ④ 地域包括支援センター間の交流の強化等を通じて、地域包括支援センター間の業務・連絡調整の円滑化及びノウハウの共有を図る。
- ⑤ 市の広報媒体の活用や 関係団体等との連携に基づき、地域包括支援センターのPRを推進する。
- ⑥ 土日、夜間等における連絡体制を整備する。
- ⑦ 地域包括支援センターが ICT を活用した業務を推進するための支援を行うとともに、基幹型センターにおいても ICT を活用した業務を実施する。
- ⑧ 地域包括支援センターが事業評価重点項目を達成するための支援を行う。

(2) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

- ① 地域包括支援センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供する。

(3) 地域包括支援センター職員の確保・育成

- ① 地域包括支援センター職員の資質向上に向けた合同研修会を計画的に開催し、外部研修等についても参加支援を行う。
- ② 地域包括支援センター職員の育成の観点から、職種別専門部会への支援の強化を図るとともに、地域包括支援センターの事業評価を活用した実践的な学びの場の提供等を行う。
- ③ 地域包括支援センターの求めに応じて、市の広報媒体の活用等を通じて、地域包括支援センター職員の募集を支援する。

(4) 個人情報保護の徹底

- ① 市の個人情報保護に関する規程に従って、基幹型センター及び地域包括支援センターにおける個人情報保護の徹底を図る。

(5) 利用者満足の上

- ① 苦情対応の実施方針を明示するとともに、地域包括支援センターから苦情について報告や協議を受ける機会を設ける。
- ② 地域包括支援センターが受けた対応困難な苦情について、苦情解決に向け、地域包括支援センターと協力しながら支援等を行う。

(6) 公正・中立性の確保

- ① 地域包括支援センターに対して、公正かつ中立性を確保して、介護サービス事業所・施設、居宅介護支援事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行うことを徹底する。
- ② 松戸市介護保険運営協議会において、公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について報告・説明等を行い、承認を受ける。

4 個別業務の実施方針

(1) 総合相談支援業務

- ① 市全域を対象にした断らない相談窓口（福祉まると相談窓口）において、高齢者分野だけでなく、多分野にまたがる複雑化した相談や制度の狭間にある方の相談に対して、課題を紐解き、適切な機関に繋がるまでの支援を実施する。
- ② 地域包括支援センターにおける相談事例の状況を把握・分析し、相談事例への効果的な対応に向けた方策を検討するとともに、スキルアップを図るために基幹型センター内で事例検討会等を実施する。
- ③ 地域包括支援センターが対応する個別事例の緊急性を把握しつつ、地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例など、地域包括支援センターから支援要請があった相談事例について、相談事例解決に向けた直接的な支援を行う。
- ④ 医療・介護・福祉・司法等の関係団体の会議・行事等への積極的な参加等を通じて、市レベルの関係団体・機関・行政のネットワークの構築を図る。
- ⑤ 複合化した課題を抱える世帯への支援体制の整備等、地域共生社会に向けた取組みを強化するために、「松戸市福祉相談機関連絡会」を定期的・継続的に開催し、多分野における相談機関の連携を推進する。
- ⑥ 地域包括支援センターマニュアルや相談受付マニュアルを整備し、相談支援の標準化を図る。

(2) 権利擁護業務

- ① 高齢者の権利を擁護するための成年後見制度の適用に関し、地域包括支援センター職員の成年後見制度理解促進を図るとともに、市長申立てによる成年後見制度の活用も推進する。

- ② 地域包括支援センターと連携しつつ、困難事例に対して、意思決定支援をしながら他に取るべき手段がない場合、法に沿って迅速な対応（やむを得ない措置、成年後見制度の市長申し立て等）を行う。
- ③ 高齢者虐待防止ネットワーク・緊急ヘルプネットワークの充実を図り、高齢者虐待事例や高齢者虐待を疑われる事例に対して迅速に対応できる仕組みを構築する。
- ④ 「松戸市虐待防止条例」に基づき、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」の実現のため、高齢者・障害者・児童の担当課との連携強化、連携推進会議の開催、広報活動等を実施することで虐待防止を推進する。
- ⑤ 高齢者をターゲットにした消費者被害防止への対応力の強化を図るため、関係機関との協力関係を構築する。
- ⑥ 養護者支援の充実、若年層への虐待防止啓発の活動を進め、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる環境を整備する。
- ⑦ 地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席、助言を行う。必要に応じて身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会へ出席、助言を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ① 地域包括支援センターによる介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の計画的な開催を支援する。
- ② 地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例など、地域包括支援センターから支援要請があった介護支援専門員からの相談事例について、相談事例解決に向けた直接的な支援（同行訪問、サービス担当者会議への出席等）を行う。
- ③ 重度の要介護者を在宅で支えるための介護サービスのマネジメントや医療との連携など、在宅生活の限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援を行う。

(4) 地域ケア会議関係業務

- ① 地域個別ケア会議（個別事例レベル）及び自立支援型個別ケア会議・地域包括ケア推進会議（日常生活圏域レベル）・松戸市地域ケア会議（市レベル）の三層構造の地域ケア会議の運営を通じて、個別事例及び地域における課題の解決を進める。

- ② 三層構造の地域ケア会議の連携強化、会議運営ノウハウの共有化、会議運営マニュアルの充実等を通じて、地域個別ケア会議及び地域包括ケア推進会議の機能強化を図る。
- ③ 地域包括ケア推進会議において、幅広い関係者との課題の共有や連携を支援するとともに、地域課題の解決に向けて議論を深めていけるよう支援を強化する。
- ④ 地域個別ケア会議において、地域におけるより多くの介護支援専門員等が会議を通じた支援が受けられるようルール作りや環境整備を進めるとともに、地域包括支援センターとの事前・事後協議を実施する。
- ⑤ 関係団体・関係機関・行政の連携の下、松戸市地域ケア会議の課題解決能力の充実を図る。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

- ① 多様なサービス（短期集中予防サービス、高齢者就業主体のサービス等）の積極的な活用など、自立支援型ケアプランの作成に向けた地域包括支援センターへの支援を行う。
- ② 制度見直しの反映や活用可能性向上の観点から、介護予防ケアマネジメントマニュアルの充実等を図る。

(6) 在宅医療・介護連携推進業務

- ① 医療的な課題が存在する困難事例等への対応を推進するため、在宅医療・介護連携支援センター及び地域サポート医と、地域包括支援センター、基幹型センターとの連携体制を強化する。
- ② 医療関係者とのネットワーク構築の観点から、在宅医療・介護連携支援センターと緊密に連携しつつ、医療関係者と地域包括支援センターの合同の事例検討会・講演会・勉強会等の開催・開催支援、研修会や会議等へ出席する。

(7) 認知症総合支援業務

- ① 認知症初期集中支援チームを通じた認知症の早期診断・早期対応に当たって、地域包括支援センターへの後方支援を行う。
- ② 認知症予防を推進するとともに、地域課題の解決を図るため、医療・介護連携に基づく認知症の早期把握・ケアマネジメントを推進する。

- ③ オレンジ協力員（チームオレンジ）の養成推進や活動機会増大等を通じて、あんしん一声運動を推進するとともに、認知症地域支援推進員・認知症コーディネーター等と連携した認知症地域支援を推進する。
- ④ 認知症高齢者の徘徊における早期発見として、防災行政用無線やメール配信システムを活用した徘徊高齢者探索や高齢者の見守りシール等を活用した体制を整備する。また、警察署で保護された徘徊高齢者等の情報を早期に把握し、早期支援・介入に繋げる。
- ⑤ 認知症の理解を深めるため、関係機関及び地域住民に対する普及啓発活動を推進する。
- ⑥ 認知症の方や介護者が参加可能な認知症カフェ等の取組を推進するとともに、当事者の声を拾い上げられるような仕組みを構築する。

(8) 生活支援体制整備事業

- ① 第1層の生活支援コーディネーターは基幹型センターを所管する高齢者支援課に配置し、第2層の生活支援コーディネーターと連携しながら、地域共生の視点を踏まえ、不足する生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制整備を進める。
- ② 「支えあう地域づくり勉強会」や「高齢者支援連絡会」など、住民主体の取組の支援を行う。

(9) 松戸市指定事業

- ① 地域包括支援センターが行う、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築業務、介護予防普及啓発事業について、円滑に事業を展開できるよう後方支援を行う。
- ② 保健福祉サービス等の利用について、地域包括支援センターなどの支援者において、円滑に利用申請手続き等ができるように、相談受付マニュアルやサービス一覧表を整備する。
- ③ 地域密着型（介護予防）サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等へ出席し、必要な助言等を行う。
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）について、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において適切に利用できるよう、マニュアルの整備を行う。また、総合事業に関する認定業務等を行う。